

大和市告示第270号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により本市内の町の区域を別紙調書のとおり設定し、及び変更する。

なお、この町の区域の設定及び変更の効力は、大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理事業に係る土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分
の公告があった日の翌日から生ずるものとする。

平成28年12月27日

大和市長 大 木 哲